

平成 28 年度玖珠町職員の福利厚生事業概要の公表

地方公務員法第 42 条の厚生福利制度に基づき、職員の相互親睦及び福利増進を図るため職員の福利厚生事業を下記のとおり行っています。

(1) 健康診査

H28 受診対象者 189 名 受診者 182 名 (受診率 96.3%)

(2) 職員互助会事業

①事業の運営状況

玖珠町職員互助会は、玖珠町、玖珠九重行政事務組合（平成 20 年 4 月加入）の職員から構成されています。

年度	会員数	決算額 (千円)	公費負担金 (千円)
H28	193	3,048	1,390
H27	193	3,448	1,390
H26	191	2,988	1,375
H25	190	3,545	1,368
H24	191	3,961	1,376
H23	190	3,357	1,520
H22	195	3,893	1,560
H21	195	3,978	1,560
H20	203	5,323	1,624
H19	205	4,217	1,640
H18	211	6,520	1,688
H17	219	5,447	1,752

*会員数は玖珠町職員の会員数、公費負担金は玖珠町負担分を計上

②事業の内容

給付事業：会員等の出産・死亡等に対して給付を行っています。

厚生事業：会員相互の親睦を深めるために、体育活動や文化活動に
対して補助を行っています。